

## 第6回 堺市中学校給食検討懇話会次第

日時：令和2年10月1日(木)午後3時30分～

場所：堺市役所高層館 12階会議室

### 1. 開会

### 2. 協議事項

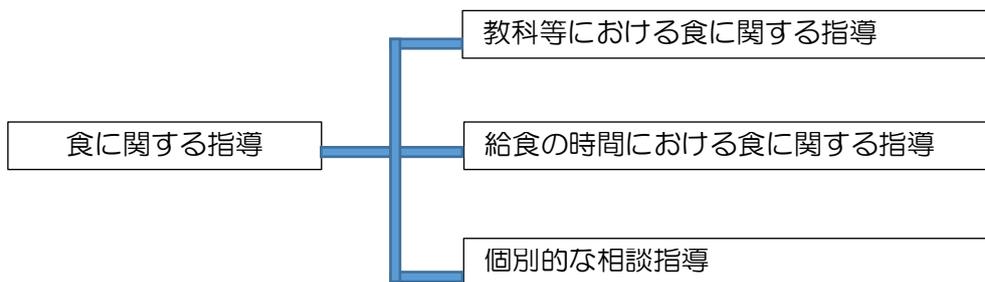
- ① 給食の時間における食に関する指導について
- ② 給食の時間の設定について
- ③ 小中一貫した食育の推進について

### 3. 事務連絡

### 4. 閉会

## 給食の時間における食に関する指導について

### 1. 食に関する指導について



### 食に関する指導の目標

学校教育活動を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

#### 知識・技能

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

#### 思考力・判断力・表現力等

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

#### 学びに向かう力・人間性等

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようと、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

## 2. 給食の時間における食に関する指導

### ■ 給食の時間に行われる食に関する指導：日々の指導は担任が担う

#### ① 給食指導

- 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを体得。

#### ② 食に関する指導

- 学校給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習。教科等で取り上げられた食品や学習内容を、学校給食を通して確認。



毎日くり返し行われる給食の時間における食に関する指導は、  
食育を推進する上で極めて重要！



### ■ 栄養教諭の役割

- 給食の時間における食に関する指導は主として学級担任が行う。
- 栄養教諭は各教室に出向いて直接指導したり、資料提供したりすることで、具体的かつ実践的な指導になり、教育効果を上げることができる。

#### ① 給食指導

- 給食準備の様子、配食での衛生的な取扱い、食事マナーの定着の様子、残食の状況などの実態把握。
- 教職員と共通理解、計画的・継続的な指導

#### ② 給食の時間における食に関する指導

- 献立に使用している食品に含まれる栄養素等について資料を作成
- 教材である学校給食をどのように活用するか検討、打ち合わせ、指導内容を共有
- 指導の後は、児童生徒の行動変容を観察、結果を共有、その後に指導に反映。

**給食時間の設定について**

堺市立中学校の平均的な時程表

予鈴	8 : 25
朝学活（朝読書）	8 : 30～ 8 : 40
1限	8 : 45～ 9 : 35
2限	9 : 45～10 : 35
3限	10 : 45～11 : 35
4限	11 : 45～12 : 35
昼食 <sup>※1</sup>	12 : 35～12 : 50
昼休憩 <sup>※2</sup>	12 : 50～13 : 15
予鈴	13 : 15
5限	13 : 20～14 : 10
6限	14 : 20～15 : 10
清掃	15 : 10～15 : 25
終礼	15 : 25～15 : 35

※1 昼食時間（食事を終えたとしても、教室待機）を設定している学校の多くは、昼食時間を15分と設定。

昼食時間を設定していない学校でも、15分間は教室待機の場合が多い。

※2 昼休憩は20分間～30分間で設定されている。（予鈴の5分を含まない）

## 小中一貫した食育の推進について

【堺市中学校給食改革実施方針案 P38 より】

(6) 中学校区全体の食に関する指導体制の確立

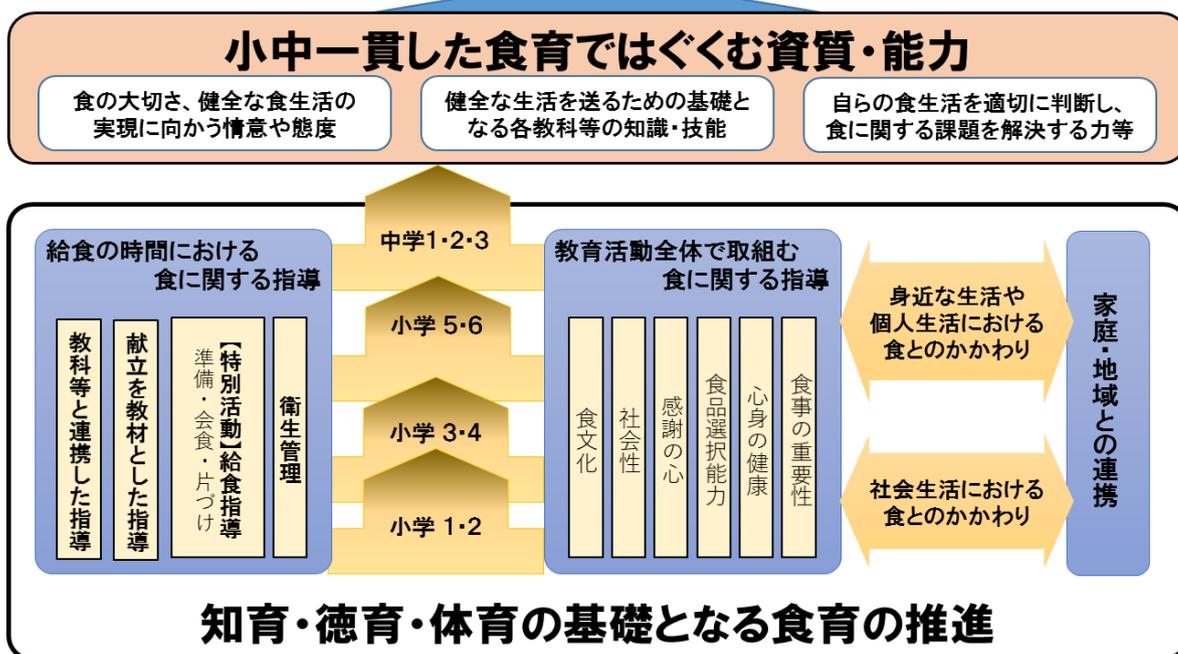
令和2年3月に決定した「基本的な考え方」の、「3. 小中一貫した食育の推進について」には、下記のように示しています。

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられている食育について、学校給食の役割・教育的意義を十分に踏まえ、食に関する指導の目標である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成をめざし、全ての中学校区で小中一貫した食育を推進する。

「給食の時間における食に関する指導」については、特別活動の「学級活動」における「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」をめざし、小学校給食における実践を踏まえつつ、「衛生管理」と「給食の時間に行われる給食指導」の充実を図る。

この考え方を踏まえ小中一貫した食育の推進を図に表すと、下記ようになります。

### 中学校区で共有している【めざす子ども像】



中学校区の教育活動全体で小中一貫した食育の推進に取り組むためには、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進し、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、各中学校区の栄養教諭が中心となり、各小・中学校の教職員の連携・協働による「食に関する指導に係る全体計画」の作成を推進する必要があります。

特に、食に関する指導のために創設された栄養教諭制度により配置されている栄養教諭は、小中一貫した食育を推進する観点からも、栄養教諭は各中学校区における指導体制の要として不可欠な存在であると考えています。

## 学校給食・食育に関連する法令等

### 1. 学校給食法

#### 第一章 総則

##### 第1条 (学校給食法の目的)

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

##### 第8条 (学校給食実施基準)

文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

##### 第9条 (学校給食衛生管理基準)

文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

#### 第三章 学校給食を活用した食に関する指導

##### 第10条

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

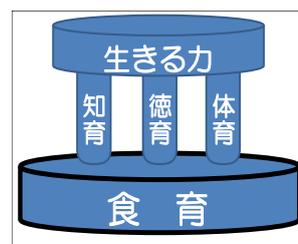
3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

## 学校給食・食育に関連する法令等

### 2. 食育基本法

#### 全文

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている



#### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第5条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

#### (学校、保育所等における食育の推進)

**第20条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導體制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

### 3. 学習指導要領における学校給食の位置づけ

平成29年告示の学習指導要領において、特別活動の「学級活動」に「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」について示されている。

#### (中学校学習指導要領 第5章の第2の[学級活動]の2)

(2) オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

給食の時間を中心としながら、成長や健康管理を意識するなど、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。